平成２２年（フ）第２８０７号
東京都渋谷区広尾５丁目７－３－615
破産者　横田　明子
1　決定年月日　平成22年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２８０９号
東京都江戸川区春江町１丁目２－２－210
破産者　成澤清三郎
1　決定年月日　平成22年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２８２７号
東京都三鷹市井の頭２丁目３－26－107
破産者　城處加治子（旧姓松本）
1　決定年月日　平成22年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２８９２号
神奈川県川崎市宮前区有馬１丁目12－39　三菱自工有馬寮
破産者　高橋　裕一
1　決定年月日　平成22年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２９０２号
埼玉県新座市片山３丁目11－８－211
破産者　長野　俊文
1　決定年月日　平成22年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２９０７号
東京都台東区竜泉２丁目19－７－302
破産者　篠宮　康浩
1　決定年月日　平成22年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２９３７号
東京都足立区一ツ家２丁目20－10－Ｂ301
破産者　矢澤　昭則
1　決定年月日　平成22年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２９３８号
東京都足立区一ツ家２丁目20－10－Ｂ301
破産者　矢澤　京子
1　決定年月日　平成22年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２９４０号
宮城県仙台市青葉区立町17－18－1005、開始決定時の住所東京都町田市三輪町78－２－202
破産者　小川　紋範
1　決定年月日　平成22年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５０号
兵庫県揖保郡太子町東保48－11、商業登記簿上の本店所在地兵庫県揖保郡太子町東保64番地の５
破産者　株式会社ヒロケン
1　決定年月日　平成22年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２０年（フ）第１０５号
山形県鶴岡市湯野浜１丁目８番30号
破産者　株式会社松江屋湯野浜ビューホテル
1　決定年月日　平成22年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２１年（フ）第５６０号
埼玉県鳩ケ谷市大字辻641番地の２
破産者　有限会社石橋自動車運送
1　決定年月日　平成22年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１０２３５号
東京都足立区本木２丁目９番13号、商業登記簿上の本店所在地東京都足立区綾瀬１丁目19番22号
破産者　森永牛乳京北販売株式会社
1　決定年月日　平成22年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９７３０号
東京都墨田区立花１丁目23番２－101号
破産者　株式会社トモネットサービス
1　決定年月日　平成22年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０５０号
愛知県一宮市下川田町１丁目８番地
破産者　井上インテリア株式会社
1　決定年月日　平成22年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４５２号
横浜市旭区市沢町16番地１
破産者　有限会社ガレージケーツー
1　決定年月日　平成22年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３８号
横浜市戸塚区原宿４丁目57番20号
破産者　株式会社ハーバー
1　決定年月日　平成22年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成１９年（フ）第３２０号
金沢市三社町３番18号
破産者　株式会社シーピー
1　決定年月日　平成22年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第３７０号
金沢市北安江３丁目６番６号
破産者　有限会社アイアンドエスコミュニケーションズ
1　決定年月日　平成22年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第５３９号
山梨県南アルプス市藤田400番地１
破産者　有限会社創裳苑
1　決定年月日　平成22年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４５号
長野県岡谷市川岸上２丁目916番地
破産者　有限会社五十嵐土建
1　決定年月日　平成22年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２１年（フ）第１１６号
長野県諏訪市大字四賀650番地
破産者　株式会社プライズ
1　決定年月日　平成22年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所諏訪支部